



法務省の人権擁護機関が行う インターネットでの誹謗中傷 被害に対する支援

法務省人権擁護局

調査救済課

法務省

本講義の内容

- 法務省の人権擁護機関の役割
- インターネットでの誹謗中傷に対する対応
- 具体的な救済事例
- 各種相談窓口

法務省の人権擁護機関の役割

法務省の人権擁護機関とは

法務省人権擁護局、**法務局**、人権擁護委員

人権啓発

国民一人一人が、互いの人権を尊重することの重要性を認識し、その理念を日常生活に根付かせる活動

様々な活動手法

- ・人権教室
- ・人権の花運動
- ・企業研修
- ・シンポジウム、講演会
- ・テレビ、ラジオ等による放送
- ・新聞、広報誌への掲載
- ・インターネット広告
- ・ホームページや動画配信サイトでの啓発資料等の公表

人権相談

いじめ、虐待、差別、インターネット上での誹謗中傷等の様々な人権に関する相談について、適切な助言等を行うことで問題解決を図る活動

多様な相談ツール

- ・面談（常設／特設相談所）
- ・電話（みんなの人権110番等）
- ・メール（SOS-eメール）
- ・手紙（こどもの人権SOSミニレター）
- ・SNS（LINEじんけん相談）

調査・救済

人権侵害の疑いのある事案について、被害者の申告等を受けて調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによって問題解決を図る活動

人権侵犯事件の措置

- ・援助：関係機関等の紹介、法律上の助言
- ・調整：当事者間の関係調整
- ・要請：実効的な対応が可能な者に対する要請
- ・説示：人権侵害の加害者等に対する事理の説示など

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

3

インターネットでの誹謗中傷に対する対応

インターネットの書き込みによる人権侵害について

インターネットの書き込みにより、人権侵害の被害にあわれた場合

まず、最寄りの法務局へ人権相談を

名誉毀損罪等により犯人の処罰を希望される場合

最寄りの警察署、各都道府県警本部のサイバー犯罪相談窓口等をご案内します

書き込みの削除を希望される場合

法務局職員又は人権擁護委員が詳しくお話をうかがいます

相談者ご自身で削除依頼をされる場合

プロバイダ等への削除依頼等の具体的方法を助言します

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

法務局において、当該書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除要請をします
(ただし、強制力を伴わない任意の措置にとどまります)

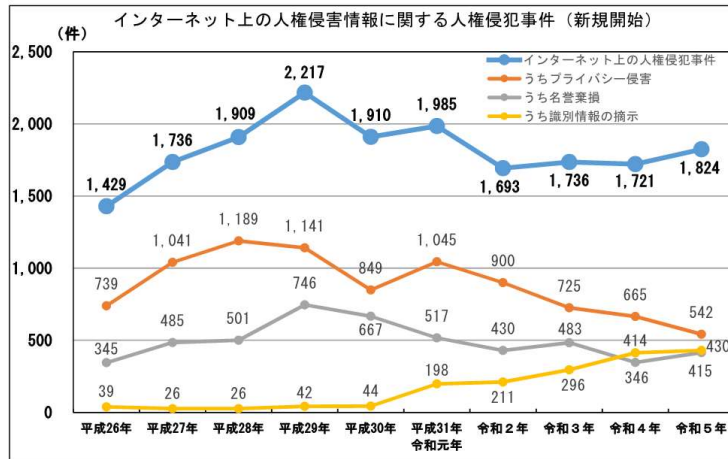
法務局の削除要請にも応じてもらえなかった場合

裁判所に削除の仮処分命令の申立てをする方法をご案内します

(法務局が申立てを代行することはできません。相談者ご自身で申立てをするのが困難であれば、弁護士等に相談していただくことが考えられます。資力の乏しい方は、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助(弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え)をご利用いただくことができます。)

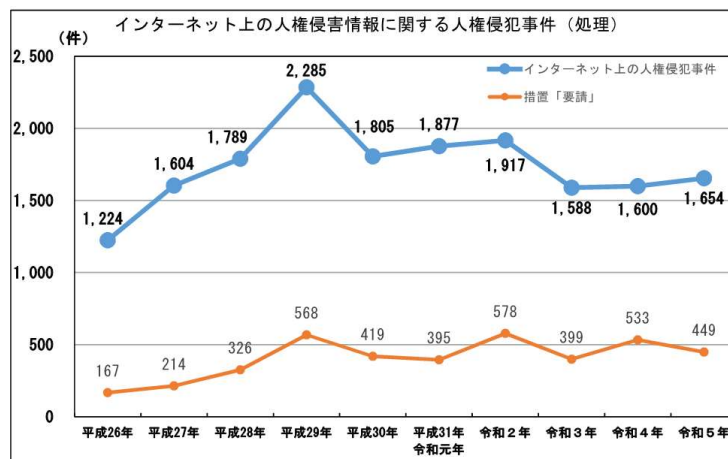
4

人権侵害情報に関する人権侵犯事件①



5

人権侵害情報に関する人権侵犯事件②



6

削除要請件数と削除対応率

法務省の人権擁護機関による削除要請件数と削除対応率（令和３年～令和５年）

要請件数 ○＋△＋× ＝□（件）	削除合計 ○＋△（件）		削除せず ×（件）	全部削除率 ○／□ （率）	削除対応率 （○＋△） ／□（率）
	全部削除 ○（件）	一部削除 △（件）			
1,381	954	884	70	427	64.01%

※ 対象期間は令和３年１月から令和５年１２月まで。

※ 人権侵犯事件の処理については、要請のほか、援助、侵犯事実不明確又は打ち切り（調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる）等により終了する場合があります。

※ 法務省の人権擁護機関による削除要請と削除との条件関係は、厳密に特定できるものではない。

法的論点①

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」・取りまとめ
(令和４年５月)

名誉権

【北方ジャーナル事件最高裁判決】

【事案】公選の候補者の名誉を毀損する内容の紙媒体の出版物の差止め。

【基準】①表現内容が真実ではなく、専ら公益を図る目的ではないことが「明白」であること
②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあること（厳格な判断基準）

【インターネット上の投稿が名誉権を侵害する場合の削除基準】

本判決の厳格な判断基準は、インターネット上の投稿の削除には基本的に妥当せず、社会的評価の低下と違法性阻却事由の存否により決される。

【理由】

① 北方ジャーナル事件最高裁判決の厳格な要件は、公務員又は公選の候補者に対する評価、批評等の表現行為という公共性の高い表現行為の事前差止めであったために課されたもの。

② インターネット上の投稿の削除は部分的な削除が可能で削除による経済的負担も少ないことから、紙媒体の出版物の差止めとは表現の自由の制約の程度が大きく異なり、削除に関して損害賠償の場合より厳格な要件とすべきでない。

【具体的な帰結】

公務員又は公選の候補者に対する評価、批評等の表現行為以外は、社会的評価を低下させるものであって、内容が真実でなければ、削除できる。

法的論点②

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」・取りまとめ
(令和4年5月)

名誉感情

【意義】人が自分自身の人格的価値について有する主観的な評価。

【基準】

社会通念上許される限度を超える侮辱行為と認められるかどうかを出発点として判断。

〔裁判例から読み取れる考慮要素〕

- ①文言それ自体の侮辱性の程度(※)
- ②根拠が示されていない単なる意見又は感想か
- ③侮辱する文言の数
- ④投稿数
- ⑤投稿の経緯
- ⑥表現の具体性・意味内容の明確性

※「死ぬ」「消えろ」などといった人の存在を否定する表現は名誉感情の侵害であると認められる傾向にある。

〔表現の公共性〕

公務員又は公選の候補者に対する評価、批評等の表現行為である場合には、こうした公共性の高い表現であることを、「社会通念上許される限度を超える」かどうかを判断する上で十分に考慮すべき。

9

法的論点③

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」・取りまとめ
(令和4年5月)

プライバシー

【意義】私生活をみだりに公開されない権利・利益。(①私事性、②秘匿性、③非公知性)

【基準】プライバシーに属する事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越するかどうか。

【考え方】公共性がない事実については、よほどの例外的事情がない限り、削除が認められる。※私人の住所、電話番号等

【前科・前歴に関する事実】

前科等に関する事実が公共性を有する場合でも、前科等を実名で公表する必要性がどの程度あるのかを十分に検討した上で、プライバシーの利益と慎重に比較衡量すべき。

私生活の平穏

【意義】私生活の平穏(平穏な生活を営む権利)。

【類型】

- ①物理的平穏…生命・身体等が害される危険によって侵害される類型
➡ 生命等の現実の侵害が発生する前に保護可能
- ②精神的平穏…人の主観的(内面的)な利益が侵害される類型

【基準】社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じたかどうか。

【考え方】ヘイトスピーチ等の表現類型による被侵害利益として考えられるのみならず、肖像権の保護法益としても機能する。

10

具体的な救済事例

○インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、電子掲示板に、氏名とともに電話番号が投稿されているとして、相談があった事案。

法務局が調査した結果、一般に公開されていない被害者の電話番号等が電子掲示板に掲載されていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

11

法務局の主な人権相談窓口

みんなの人権110番

(全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110

●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談



●受付時間 24時間365日

LINEじんけん相談

@linejinkensoudan

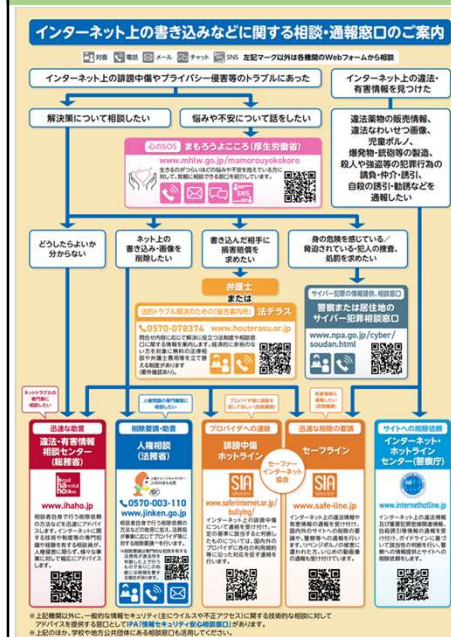


●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分



12

各種相談窓口について



・投稿の削除をしてほしい
→法務局、セーフラインインターネット協会

・処罰を求めたい
→警察

・損害賠償を求めたい
→弁護士、法テラス

・削除の方法を知りたい
→違法・有害情報相談センター

ご視聴ありがとうございました。



人KENまる君 人KENあゆみちゃん

人権イメージキャラクター